

利用者負担額軽減事業について

軽減の内容

軽減の確認を受けた生活保護受給者の方が「東京都及び新宿区に軽減事業を行う申出を行った事業者が提供するサービス」を利用した場合、利用者負担額が以下のように軽減されます。

(通常の居住費・滞在費)

負担限度額認定証の限度額



(軽減後の居住費・滞在費)

自己負担なし

※多床室利用の方は、対象外です。

(負担限度額認定証の減額により0円のため)

申請手続

この制度を利用するには、申請が必要です。「利用者負担額軽減対象確認申請書」により、新宿区へ申請してください（書類は介護保険課給付係にご請求ください）。

審査のうえ、結果をお知らせします。

<提出書類>

- ・利用者負担額軽減対象確認申請書・利用者負担額軽減対象確認申請書
- ・保護受給証明書

対象となるサービス

「東京都及び新宿区に軽減事業を行う申出を行った事業者が提供する下記の(1)～(4)のサービス」を利用時の、居住（滞在）費のみ対象となります。

申出を行っていない事業者のサービスを受けた場合は対象になりません。

- (1) 短期入所生活介護 (2) 介護予防短期入所生活介護
(3) 介護福祉施設サービス (4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

利用方法

認定された方には、確認証を交付します。

サービスを利用する前にケアマネジャーとサービス事業者もしくは介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に提示して、東京都及び新宿区へ申出済みの事業者（施設）であるかを確認の上、利用料の軽減を受けてください。

* 担当・問合せ

新宿区福祉部介護保険課給付係

電話 5273-4176

FAX 3209-6010